

水素・再生可能エネルギー海外連携プログラム事業委託業務事業者募集要領

2025 年 6 月 24 日

この要領は、水素・再生可能エネルギー海外連携プログラム事業委託業務を実施するに当たり、画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。今回、この業務の委託先を以下の要領で広く募集します。

1 事業の趣旨

愛知県とフランスのオーベルニュ・ローヌ・アルプ地域圏、ドイツの NRW 州、スペインのマドリッド州等の海外地方政府との連携の一環として、水素・再生可能エネルギー分野における地域間連携に向けた取組の知見共有のためのプログラムを実施する。

2 委託事業の内容

別添 水素・再生可能エネルギー海外連携プログラム事業委託業務仕様書による。

3 委託事業実施期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 20 日（金）までとする。

4 委託見積限度額

金 5,005,000 円（消費税及び地方消費税込み）

5 支払方法

事業完了後の精算払いとする。

6 応募資格

応募資格者は、事業実施に必要な組織体制が確保され、委託事業を的確に遂行するに足

りる能力を有する事業者とし、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

また、応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合、共同企業体を構成する全ての事業者が(1)から(6)の要件を満たす者であり、(7)の要件については共同企業体として満たせばよいものとする。

- (1) 愛知県の令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登載されている者であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと
- (4) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (7) 愛知県内に本社・支社又は営業所を有していること（業務の性質上、本県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があるため）

7 選定数

1 者

8 応募方法等

(1) 募集期間

募集開始日：2025年6月24日（火）

締切日：2025年7月15日（火）午後5時30分必着

ただし、郵送の場合は2025年7月14日（月）正午必着

受 付 時 間：午前9時から午後5時30分まで／月曜～金曜（祝日を除く）

(2) 応募書類

ア 以下の書類を封筒等に入れて、宛名面には、「水素・再生可能エネルギー海外連携プログラム事業委託業務企画提案書」と記載してください。各様式は日本語で作成の上、A4両面印刷で、複数枚にわたるものはページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所とめてください。

提出書類の様式及び提出部数は次表のとおりです。

提出書類の名称 規格及び制限枚数 提出部数

- 1 企画提案書（様式1） A4縦両面 正1部 副9部
- 2 経費見積書 各A4縦両面 正1部 副9部
- 3 会社・団体パンフレット（無い場合は、その概要が分かるもの） － 10部
- 4 関連する過去の受託実績を示す書類（契約書写し、事業報告書等）（可能なものはA4縦両面） 10部
- 5 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書 － 1部

イ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「愛知県情報公開条例」（平成12年3月28日条例19号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

ウ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

エ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択もしくは契約解除となることがあります。

オ 経費見積書については以下のとおりとします。

- ① 任意様式とします。
- ② 金額は、消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）を記載のうえ、消費税

及び地方消費税を含まない旨を付記してください。

- ③ 宛先は「愛知県知事」宛てとしてください。
- ④ 経費見積書に記載した金額の明細書を送付してください。
- ⑤ 企画提案書とは別綴じとしてください。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は持参・郵送により以下に提出してください。

【提出先】

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局水素社会実装推進課水素事業グループ

(担当：田中、沖本)

※応募書類の提出は、持参、又は郵送（配達証明に限る）のいずれかとします。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※締め切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕を持って送付ください。

9 委託先の選定について

(1) 審査方法

採択にあたっては、審査委員会において、提出された提案書及び添付資料等の審査を行い決定します。なお、審査にあたっては対面審査を行います。対面審査の詳細については提案者に別途ご連絡します。

(2) 予備審査の実施

ア 応募件数が5件を超えてある場合には、審査委員会における審査を円滑に行うため、審査委員会での審査に先立ち、予備審査を実施します。

イ 審査方法

a 企画提案書等について書面により審査を行います。審査対象、審査基準等については審査委員会に準じて実施します。

- b 応募のあった企画提案書等について、順位をつけ、上位 5 件を審査委員会へ附議します。

ウ その他

予備審査の結果は、審査委員会での審査へ影響を及ぼさないものとします。

(3) 審査基準

委託先の審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

ア 事業実施体制

- ・ 本事業を実施するにあたって、過去における類似事業実績は十分か。
- ・ 事業の実施体制（人員数及び管理体制）は本事業を実施するに足るか。

イ 事業実施方法・内容

- ・ 事業のスケジュールは適切か。
- ・ セミナーの内容・講師について、具体的かつ現実的な提案内容となっているか。
- ・ セミナー開催のための手配が適切に実施される提案内容となっているか。
- ・ 意見交換会のための手配が適切に実施される提案内容となっているか。
- ・ 事業効果を高める付加提案があるか。

ウ 経費見積書

- ・ 見積経費項目及び見積金額は妥当か。

エ 社会的価値の実現

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全企画提案者に対して通知します。

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

10 契約について

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

(3) 契約保証金

愛知県財務規則 129 条の 2 により、 契約金額の 100 分の 10 の額とする。

(あるいは、愛知県財務規則第 129 条の 3 第 3 号の規定に基づき全額免除する。)

(4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) 委託費の対象経費

本業務に係る人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、委託費、一般管理費等リース又はレンタルが可能なものについては、リース又はレンタルで対応すること。

11 スケジュール（予定）

2025 年 6 月 24 日（火） 委託先事業者募集開始

2025 年 7 月 8 日（火） 企画提案書募集に関する質疑の受付期限

2025 年 7 月 15 日（火） 委託先事業者募集終了

2025 年 7 月 中旬 企画提案審査委員会による事業者の選定・委託事業者決定

2025 年 7 月 下旬 契約締結・業務委託開始

2026 年 3 月 20 日（金） 委託業務完了

12 問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局水素社会実装推進課水素事業グループ

(担当：田中、沖本)

T E L 052-954-6350 (ダイヤルイン)

電子メール suiso@pref.aichi.lg.jp

お問合せは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

電子メールでのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「水素・再生可能エネルギー海外連携プログラム事業委託業務問合せ」とし、別紙様式2に記載し送付してください。

企画提案書募集に関する質疑の受付期限は2025年7月8日（火）正午とします。

なお、問合せへの回答については、問合せのあった申請者あてに電子メールで回答する他、県水素社会実装推進課のホームページに掲載しますので、適宜、ご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/suiso/>

13 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に愛知県と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る実地検査等が行われる場合は、協力すること。

以上